

リサイクル燃料貯蔵株式会社	
提出日	2022年2月25日
管理表No.	0209-78 改訂00

項目	コメント内容
津波 (第8条)	許可との整合性で整理した(PDF296~297)「1.1.7.5 使用済燃料貯蔵施設の遮蔽機能(遮蔽機能の回復を考慮した年間1mSv以下)」が申請書から抜けている。評価条件, 評価結果等, 必要な記載を添付に追記すること。

(回 答)

敷地境界外における実効線量が年間1mSvを超えないことは、事業変更許可申請で説明している。設工認申請では、蓋部の密封境界部がおおむね弾性範囲内にとどまること(基本方針「1.6.4 仮想的大規模津波の影響を考慮する施設的设计方針」, 添付書類3「添付6-1-5-1 仮想的大規模津波に対する金属キャスクの影響評価」), 金属キャスクの構造から蓋の横ずれ量は限定されること(補足説明資料「設2-補-014-01 金属キャスクの閉じ込め機能評価的设计条件及び計算条件」), 使用済燃料貯蔵施設の浸水を想定した活動に必要な対策や体制を整備することを保安規定に定めること(基本方針「1.6.3 津波防護対策」)を説明して、これらで総合的に担保することとしている。

以上を踏まえ、記載の充実のため、以下を追記する。

仮想的大規模津波により、貯蔵建屋は、受入れ区域が損傷し、受入れ区域の外壁及び天井の遮蔽機能を喪失するとともに、貯蔵区域の遮蔽扉が開放された状態で浸水し、津波が引くと同時に機器搬出入口から排水された後も遮蔽扉が閉鎖できない状態を仮定する。受入れ区域の金属キャスクは、胴部の中性子遮蔽材が損傷し、遮蔽機能の一部を喪失することを仮定する。

遮蔽機能を回復する期間として、貯蔵区域に通じる遮蔽扉部分の遮蔽機能の回復(遮蔽体の設置)を1ヶ月、金属キャスク損傷部の遮蔽機能の回復(追加遮蔽体の設置とともに、その前段で受入れ区域の瓦礫撤去を想定)を3ヶ月とした場合、敷地境界外における公衆の実効線量は年間1mSvを超えない。

以上を踏まえ、所定の遮蔽機能の回復に必要な対策や体制を整備することを保安規定に定め、運用する。

以 上